

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件
原告 村越 啓雄 外50名
被告 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (1 2)



平成19年11月27日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人
弁護士 伴


義 聖 

被告千葉県知事外2名指定代理人
鈴木 信
澁谷 勇

信 行 
勇 一 

被告千葉県知事指定代理人

武藤 卓
龍崎 和
福田 新
元吉 博
藤代 辰
永田 一

卓 新 
和 寛 
新 任 
博 保 
辰 美 
一 海 

被告千葉県水道局長指定代理人

友光 賢
笠原 章
高野 幸

賢 浩 
章 幸 
幸 富 

被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴 鹿
千 野
武 川
富 賀 見

春 雄
兼 朝
裕 二
恒 明



号 証	標 目	作成年月	作成者	立証趣旨
乙 2 8 4	利根川水系河川整備基本方針	写し H18.2	国土交通省河川局	利根川水系河川整備基本方針について公表された事実
乙 2 8 5	利根川水系河川整備基本方針及び河川整備計画策定の進め方について（国交省関東地方整備局HPより）	写し H18.11	国土交通省関東地方整備局	利根川水系河川整備基本方針の審議経過等
乙 2 8 6	社会資本整備審議会運営規則	写し H13.2.27	社会資本整備審議会会長	規則 8 条 2 項に分科会の議決は審議会の議決とすることができる旨定められている事実
乙 2 8 7	社会資本整備審議会河川分科会（第 1 8 回）議事録	写し H18.1	国土交通省河川局総務課	利根川水系河川整備基本方針案について審議後議決された事実
乙 2 8 8 の 1	「利根川水系河川整備基本方針の策定」に関する意見書	写し H17.11.15	首都圏のダム問題を考える市民と議員の会代表ほか	基本高水流量の見直し等について、社会資本整備審議会河川分科会会長、河川整備基本方針検討小委員会会長、各委員宛に意見書が提出された事実
乙 2 8 8 の 2	「利根川水系河川整備基本方針の策定」に関する再意見書	写し H17.12.16	ハッ場ダムを考える会代表ほか	基本高水流量の見直し等について、社会資本整備審議会河川分科会会長、河川整備基本方針検討小委員会会長、各委員宛に再意見書が提出された事実
乙 2 8 8 の 3	「利根川水系河川整備基本方針の策定」に関する再々意見書	写し H18.1.20	ハッ場ダムを考える会代表ほか	基本高水流量の見直し等について、社会資本整備審議会河川分科会会長及び各委員宛に再々意見書が提出された事実

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 2 8 9	河川整備基本方針、 河川整備計画につい て（国土交通省HP より）	写し	H19.11 印刷	国土交通省 河川局	河川整備基本方針 と河川整備計画の特 徴等